

在勤諸手当の改定に関する勧告

平成 2 0 年 1 1 月
外務人事審議会

平成20年11月

在勤諸手当の改定に関する外務人事審議会勧告

激動する国際情勢の中、我が国の平和と安全を守り、国民の安全と繁栄を確保するとともに、地域や世界の共通利益を実現するため国際社会で積極的に主張し、リーダーシップを発揮していくため、外交の重要性は益々増大している。

本年我が国は5月に第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）、7月に北海道洞爺湖サミットを開催し、世界経済、環境・気候変動、開発・アフリカ等のグローバルな課題について、議長国としてリーダーシップを発揮し、多大な成果を上げた。我が国はこれらの成果を着実に実施していくため、気候変動に関する新たな枠組み構築やミレニアム開発目標の達成に積極的に取り組んでいるところである。

こうした中で、世界各地の様々な勤務環境の下で外交の最前線で日々業務を果たす在外職員の役割は極めて重要である。特に近年の在外公館の業務は、任国との二国間関係に加え、グローバルな課題への取り組みも急増し、情報収集や働きかけなど個々の在外職員の職務もより重要なものとなっている。

また、邦人の渡航件数も増加し、渡航先が多様化する中で、邦人保護も切迫したものが増加しており、対応する在外職員への負担は並大抵のものではない。

昨今の厳しい財政事情の中、在外職員の業務の一層の合理化に努めることは当然としても、このように業務負担が激増している中、在勤基本手当が平成11年以来30%以上も削減されてきたという現実、外交の質の維持・向上、さらには将来に向けての優秀な人材の確保という観点からも、憂慮すべき事態と言わねばならない。

在外公館の増設や、定員を中核とするマンパワーの増強などの体制強化とともに、引き続き世界各地で頻発するテロや政情不安による治安の悪化等、勤務・生活上のリスクが増す中で、在外職員が我が国の利益を守り、国際社会の平和と安定に貢献すべく意欲に満ち、誇りと責任を持って安心して勤務できるよう処遇し、環境を整備する必要がある。

以上の認識に立ち、平成20年度の在勤諸手当の改定に関し、次の通り勧告する。

記

1. 在勤基本手当

(1) 近年、在外職員の業務負担が著しく増大しているにもかかわらず、我が国在外職員の給与水準は、多くの任地で主要国外交官や世界に展開する日本の民間企業に比べても低い場合が多くなっている。平成20年度予算では、前年度からの為替と物価の変動が反映され、在勤基本手当の実質購買力は維持されたが、依然として低い水準に留まっている。さらに昨年来、食料価格をはじめとする諸外国の物価は、我が国国内の物価上昇を大きく上回って上昇し、在外職員の勤務・生活に必要な経費を十分に賄うことが出来ないために、相当の支障が生じるケースも多くなっている。

(2) 最近の為替、原油価格等の急激な上昇・下落等、物価・為替の変動は個々の在外職員の勤務・生活に直接影響を与えるものであり、在勤基本手当について、為替及び物価の変動を適切に反映させることが必要なことはいうまでもなく、平成21年度においても、そうあるべきである。

(3) また、在外に勤務する職員の6割は厳しい勤務・生活環境におかれる開発途上国で勤務しているが、戦乱、テロ、治安の悪化等により勤務・生活環境が更に悪化している任地も多い。そのような任地においては、生命・身体等のリスクを緩和するために追加的に必要となる経費を在勤基本手当に適切に反映させ、職責を全うできる環境を整える必要がある。特に、戦乱、テロ等により生命・身体への危険が特に大きく、配偶者の同伴が事実上不可能な勤務地については、二重生活の負担を緩和する措置を継続すべきである。

(4) また中長期的な課題として、例えば治安が悪い地域での業務や、情報収集等特別な職務に携わる職員について、こうした特殊な勤務に対する手当を新たに創設できないか等の改善措置についても引き続き研究していく必要がある。

2. 住居手当

(1) 在外職員の住居の家賃水準は、民間の海外駐在員の家賃相場と比較しても、特に先進国を中心に、平均して低い水準にとどまっている。また、平成15年度から自己負担制度が導入され、住居手当は家賃から一定の自己負担額（平成19年度から月額30,000円相当に引き上げ）を控除した額を限度額の範囲内で支給することとしている。

(2) 他方、在外職員の住居は、①自宅に客を招き、会食する等外交活動の拠点となること、②治安・安全上の問題が少ない場所に位置していること、③緊急事態の際に公館事務所に迅速に駆けつけられる場所に位置していること、等の要件を満たす必要がある。

(3) こうした中、世界的な不動産価格の上昇により、中東諸国等一部の地域

では家賃が過去３～５年間で２～３倍に高騰したり、老朽化した住居と良質な住居で賃貸価格が二極化する等により、現行の限度額では、上記のような条件を満たす住居を確保することが難しくなっている任地も多い。任地の事情に応じて、外交活動を適切かつ安全に行えるような住宅の家賃相場を勘案するなど、メリハリをつけた限度額の引き上げが不可欠である。

３．子女教育手当

- （１）平成２０年度予算では、授業料が高額なケースについて職員の自己負担軽減策が実現するなど、大きな改善が見られたが、在外職員が家族を同伴して赴任し任地で安心して勤務するためには、引き続き任地の事情にきめ細かく対応していく必要がある。
- （２）このような授業料負担に対する適切な援助に加えて、治安上の問題等からスクールバスの利用が不可欠な地域もあるようであり、在外職員が子女の通学などに不安をもたず、安心して勤務できるような様々な手だてを引き続き検討すべきである。